



発行
東京都

目次

65

公 告

- 住宅における犯罪の防止に関する指針の改正………（青少年・治安対策本部総合対策部安全・安心まちづくり課）…一
- 道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針の改正………（同）…五
- 繁華街等における安全安心の確保に関する指針の改正………（同）…七
- 学校等における児童等の安全確保に関する指針の改正………（同）…一〇
- 通学路等における児童等の安全確保に関する指針の策定………（同）…二

公 告

住宅における犯罪の防止に関する指針の改正について

東京都安全安心まちづくり条例（平成十五年東京都条例第百十四号）第十二条の規定に基づき、住宅における犯罪の防止に関する指針を次のとおり定めた。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舛 添 要 一

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

住宅における犯罪の防止に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号)第12条の規定に基づき、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する基準、共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策等を参考として示すことにより、防犯性能の高い住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、住宅(注1)の建築事業者、所有者又は管理者等(以下「事業者等」という。)に対し、防犯性の向上に係る企画並びに計画に配慮すべき事項及び具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。
- (2) この指針の適用に当たっては、避難計画及びユニバーサルデザイン(注2)との関係に配慮するとともに、建築関係法令、事業者等が定める建築計画上の制約等を検討し、事業者等による対応が困難と判断される項目については除外する。
- (3) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備等に関する基準

1 共同住宅

ア 共用部分

- (イ) すべての共用出入口は、周囲からの見通しが確保された位置にあること及び出入者を撮影できる防犯カメラが設置されていること。
- (ロ) 共用玄関は、各住戸と通話可能なインターホン及びオートロックシステム(インターホンと連動する電気錠を備えた玄関扉による自動施錠システムをいう。以下同じ。)が導入されていること。
- (ハ) 共用玄関以外の共用出入口は、自動施錠機能付きの錠を備えた扉が設置されていること。
- (ニ) 共用玄関は、光害(注3)、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度(注4)が確保されていること。
- (ホ) 共用玄関以外の共用出入口は、光害、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度(注5)が確保されていること。
- (ヘ) 周辺の環境、夜間等の時間帯による利用状況及び管理体制を踏まえ、共用出入

口の数の限定を考慮すること。

イ 管理人室等

- (イ) 管理人室等は、共用出入口、共用メーコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見渡せる位置又はこれらに近接した位置にあること。

- (ロ) 管理人室等には、共用玄関等に設置された防犯カメラのモニターテレビ及び録画装置が設置されていること。

ウ 共用メーコーナー

- (イ) 周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラ等の設置により見通しを補充する対策が講じられていること。

- (ロ) 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されていること。

- (ハ) 郵便受箱は施錠可能なものとなっていること。

エ エレベーターホール

- (イ) 共用出入口、共用廊下等からの見通しが確保された位置にあること又は防犯カメラの設置等により見通しを補充する対策が講じられていること。

- (ロ) 人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されていること。

オ エレベーター

- (イ) かつ室内に防犯カメラが設置されていること。

- (ロ) 非常の場合において、押しボタン等によりかつ室内から外部に連絡し、又は外部の防犯ベルを吹鳴させることができる装置が設置されていること。

- (ハ) かつエレベーターの出入口の戸に、外部からかつ室内を見通せる窓が設置されていること。

- (ニ) かつ室内は人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度が確保されていること。

- (ホ) 夜間及び早朝は、エレベーターの使用状況及び管理体制並びに住民の意見を踏まえ、防犯上有効と認められる場合は、各階に停止とすること。

カ 共用廊下、共用階段及び避難階段

- (イ) 周囲からの見通しが確保された構造等を有するものであること又は防犯カメラ等の設置により見通しを補充する対策が講じられていること。

- (ロ) 屋外に設置された共用階段及び避難階段から地上へ通じる出入口は、出入者を撮影できる防犯カメラが設置されていること。

- (ハ) 光害、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度が確保されていること。

- (ニ) 共用廊下、共用階段及び避難階段は、乗り換え等による侵入が困難な構造となつていないこと。ただし、やむを得ず侵入が可能な構造となる場合は、道路からの見通しを確保し、又は面格子、フェンス等の侵入防止用の設備が設置されていること。

こと。

(4) 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉は、自動施錠機能付きの錠が設置されていること。

キ 屋上

(7) 屋上へ通じる出入口は、扉及び施錠設備が設置されていること。

(4) 共用廊下から屋上へ、又は屋上からバルコニー等への侵入を防止するためのフェンス等の設備が設置されていること。

ク 駐車場

(7) 周囲からの見通しが確保された配置及び構造を有するものであること又は防犯カメラ等の設置により見通しを補完する対策が講じられていること。

(4) 光害、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度(注6)が確保されていること。

(4) 駐車場の出入口は、通過車両及び人物を撮影できる防犯カメラが設置されていること。

ケ 自転車置場及びオートバイ置場

(7) 周囲からの見通しが確保された配置及び構造を有するものであること又は防犯カメラ等の設置により見通しを補完する対策が講じられていること。

(4) チェーン用ペーシングの設置等、盗難の防止に有効な措置が講じられていること。

(4) 光害、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

コ 通路

(7) 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

(4) 光害、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

カ 児童遊園、広場及び緑地等

(7) 周囲からの見通しが確保された位置にあること。

(4) 光害、極端な明暗差が発生しないよう留意しつつ、人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

(4) 塀、さく及び垣等は、周囲からの見通しを妨げるものとならないこと。

シ その他

配管、雨どい、外壁等は、上階への足掛かりにならないよう配慮されていること。

(2) 専用部分

ア 住戸の玄関

(7) 廊下、階段等からの見通しが確保された位置にあること。

(4) 玄関扉は、防犯建物部品等(注7)の扉(枠を含む。)及び錠が設置されたもの

であること。

(4) 玄関扉は、ドアスコープ、ドアチェーン等が設置されていること。

イ インターホン

(7) 室内と住戸玄関の外側、管理人室等及び共用玄関の外側との間の通話機能を有すること。

(4) 非常時であることを管理人室等に知らせる非常押しボタンが設置されていること。ただし、管理人室等の設置がない場合、又は管理人が24時間常駐せずに不在となる時間帯がある場合には、住戸外部に異常を知らせる警報装置の設置又は非常押しボタンの通報先を管理者等若しくは建物所有者等とすること。

ウ 住戸の窓

(7) 共用廊下に向する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接し階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ、ガラス(防犯建物部品等のウインドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。)、面格子その他の建具が設置されたものであること。

(4) バルコニー等に向する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ、ガラスその他の建具が設置されたものであること。

エ バルコニー

(7) 縦どい、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造を有すること。

(4) 手すりは、ブライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保されたものであること。

2 一戸建て住宅

(1) 出入口扉

ア 防犯建物部品等の扉であること、又はこじ開け等の破壊防止に有効な措置が講じられていること。

イ 錠は、防犯建物部品等の錠であること。また、補助錠が設置されていること。

ウ ドアスコープ、ドアチェーン等が設置されていること。

エ インターホン

玄関の外側との間の通話機能を有すること。

(3) 窓

ア 窓(侵入されるおそれのない小窓及び避難を考慮する必要のある窓を除く。以下同じ。)のうちバルコニー、庭等に面するもの以外のものには、面格子の設置等、侵入の防止に有効な措置が講じられていること。

イ バルコニー、庭等に面する窓には、錠付クレセント及び補助錠の設置等、侵入の防止に有効な措置が講じられていること。

(4) バルコニー

ア 縦どい、手すり等を利用した侵入の防止に有効な構造を有すること。
 イ 手すりは、ブライバシーの確保、転落防止及び構造上支障のない範囲において、見通しが確保されたものであること。

第3 共同住宅の居住者の安全を確保するための管理対策

共同住宅の居住者の安全を確保するための対策は、次のとおりとする。

1 設置物、設備等の整備及び維持管理

- (1) 防犯設備の点検整備
 オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ(モニタ、録画装置等を含む)、防犯灯等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検整備すること。
- (2) 死角となる物の除去
 共用廊下、共用玄関等に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生している場合には、これらの物を除去し、見通しを確保すること。
- (3) 植栽の樹種の選定及び位置の配慮等
 植栽については、周囲からの見通しを確保し、又は侵入を企てる者がその身体を隠すおそれのない状態とするために、樹種の選定及び植栽の位置に配慮すること。また、定期的なせん定又は伐採を行い、繁りすぎにより死角となる箇所の発生を防ぐこと。
- (4) 屋外機器の適切な場所への設置
 屋外に設置する機器については、侵入を企てる者の足場とならないように適切な場所に設置すること。
- (5) 防犯器具等の普及
 防犯建物部品等及び侵入警報、警戒装置、防犯ブザー等の防犯器具等の整備を進めること。

2 居住者等による自主防犯体制の確立等

- (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進
 管理組合等又は管理者等のうちから防犯担当者を指定し、住民、管理組合等を中心とした自主防犯活動を推進すること。
- (2) 地域における連携
 管轄警察署、区市町村、町会・自治会、防犯ボランティア団体等との連携を深め、情報の共有及び安全安心まちづくりを推進すること。

3 防犯カメラの運用について

- (1) 共同住宅の防犯カメラを設置及び運用する者は、個人情報保護のため、防犯カメラの管理責任者を選任した上、防犯カメラの画像から知り得た情報の漏えいの禁止及び画像の第三者への提供の禁止（法令に定めがある場合等を除く。）並びに画像の盗

難及び紛失の防止等安全管理の措置等について運用基準を定めるよう努めること。
 (2) 明確かつ適切な方法で、防犯カメラを設置している旨を表示すること。

(注1) 「住宅」とは、共同住宅及び一戸建て住宅（長屋を含む。）をいう。

(注2) 「ユニバーサルデザイン」とは、都市施設、製品等について、年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、企画段階からできるだけ多くの人が「公平」、「簡単」、「安全」、「機能（使い勝手よく）」、「快適」に利用できるように、利用者本位、人間本位の考え方に立って検討、整備することをいう。

(注3) 「光害」とは、良好な「照明環境」の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響をいう。狭義には、障害光による悪影響をいう。

- ① 良好な「照明環境」～周囲の状況（社会的状況及び自然環境）に基づいた適切な目的の設定と技術により、照明に関して、安全性及び効率性の確保並びに景観及び周辺環境への配慮等が十分になされている状況
- ② 漏れ光～照明器具から照射される光で、その目的とする照明対象範囲外に照射される光

③ 障害光～漏れ光のうち、光の量若しくは方向又はその両者によって、人の活動や生物等に悪影響を及ぼす光。悪影響には、夜空の明るさの増大、人に対するグレア（激しいまぶしさを生ずる障害光）、動植物の生育への影響などがある。

(注4) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別できること及び誰であるか明確に分かる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。）がおおむね50ルクス以上をいう）。

(注5) 「人の顔及び行動を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が識別できること及び誰であるかわかる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね20ルクス以上）をいう。

(注6) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の拳動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度がおおむね3ルクス以上）をいう。

(注7) 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品など、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、①騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に對しては、5分以上②騒音の発生を許容する攻撃方法に對しては、騒音を伴う攻撃回数7回（総攻撃時間1分以内）を超えて、侵入を防止する性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品のほか、外国の基準によりそれと同等の性能を有すると認められたものをいう。

附 則（平成18年12月8日18青総治第213号一部改正）

この指針は、平成19年1月1日から施行する。

附 則（平成27年8月21日27青総安第192号一部改正）
この指針は、平成27年9月1日から施行する。

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場
に関する防犯上の指針の改正について
東京都安全安心まちづくり条例（平成十五年東京都条例
第百十四号）第十七条の規定に基づき、道路、公園、自動
車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針を次のと
おり定めた。

平成二十七年九月四日

東京都知事 外 添 要 一

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）第17条の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めることにより、防犯性の高い道路等の環境整備を促進することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項を示すものである。
- (3) この指針に基づく施策の推進に当たっては、道路等における犯罪の発生状況、地域住民等の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等を選定の上、整備を図るよう努めるものとする。
- (4) この指針は、関係法令等との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況等に配慮し、対応が困難と判断される項目については除外する。
- (5) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 配慮すべき事項等

1 道路

- (1) 可能な限り、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道とが分離されたものであること。
- (2) 見通しを確保するための措置がとられていること。
- (3) 街路灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）が確保されていること。
- (4) 地下道等の犯罪発生の高危険性の高い道路においては、緊急通報装置（注2）等が設置されていること。
- (5) 通学、通園等の用に供されている道路の周辺においては、緊急通報装置、防犯ベル等が設置されていること。

2 公園

- (1) 植栽については、園路に死角をつくらないよう配置し、下枝のせん定等の見通しを

確保するための措置がとられていること。

- (2) 遊具については、周辺から見通すことができる配置になっていること。
- (3) 公園内に緊急通報装置等が設置されていること。
- (4) 園路における公園灯等により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。
- (5) 公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。
 - ア 園路及び道路から近い場所等、周囲からの見通しが確保された場所に設置されていること。
 - イ 建物の入口付近及び内部においては、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注3）が確保されていること。

3 自動車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りが管理されていること。
- (5) 地下又は屋内の駐車場については駐車場の用に供する部分の床面において2ルクス以上、車路の路面において10ルクス以上、屋外の駐車場については夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度が確保されていること。

4 自転車駐車場

- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであること。
- (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置され、又は外周からの見通しが確保された構造を有すること。
- (3) 見通しが悪く、かつ、死角が多い箇所にミラー等が設置されていること。
- (4) チェーン用ペーラーック、サイクルラック等の設置等自転車の盗難防止措置が講じられていること。
- (5) 駐車場の用に供する部分の床面において、3ルクス以上の平均水平面照度が確保されていること。

（注1） 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度（平均水平面照度（床面又は地面における平均照度

をいう。以下同じ。)がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注2) 「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム(スノーバー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者がボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注3) 「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。

附 則 (平成27年8月21日27青総安第192号一部改正)
この指針は、平成27年9月1日から施行する。

繁華街等における安全安心の確保に関する指針の改正について

東京都安全安心まちづくり条例(平成十五年東京都条例第百十四号)第二十二条の規定に基づき、繁華街等における安全安心の確保に関する指針を次のとおり定めた。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舩 添 要 一

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

繁華街等における安全安心の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号)第22条の規定に基づき、昼夜を問わず安全安心な繁華街等を形成するために必要な方策を示すことにより、繁華街等における安全安心を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 繁華街等における安全安心の確保は、行政・警察の基本的責務であるが、繁華街等において、店舗、駐車場その他の施設若しくは土地を所有し、若しくは管理する者又は事業を営む者(以下単に「事業者」という。)、地域住民及びボランティアが自主的な取組を推進することで、より安全安心な繁華街等を形成するとともに、街の活性化にも資する。
- (2) 繁華街等において店舗、駐車場その他の施設又は土地を所有しているが、繁華街等における地域の取組に直接関与していない者も、この指針の対象となる。
- (3) 来訪者もこの指針に基づいて、繁華街等の安全安心の確保に寄与するよう努めるものとする。
- (4) この指針に基づく対策は、防災対策、福祉のまちづくり、活性化対策等まちづくり全般を視野に入れて行うものとする。
- (5) この指針は、関係法令等を踏まえ、繁華街等における犯罪発生状況等、繁華街等の実情に応じて運用するものとする。
- (6) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (7) この指針は、事業者、地域住民、ボランティア及び来訪者に対し、繁華街等の安全安心を自主的に確保するための具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

第2 推進協議会

1 推進協議会の設置

繁華街等の安全安心を確保する対策を推進するため、事業者、地域住民、ボランティア、区市町村、管轄警察署その他関係行政機関等により構成される協議会(以下「推進協議会」という。)を設置するものとする。

なお、同趣旨の協議会等が既に存在する場合は、これを活用することができるものとする。

2 推進協議会の役割

- (1) 本指針に基づく対策の対象とする繁華街等の区域を定めるとともに、安全安心

な繁華街等の形成に向けた行動目標及び具体的な活動計画を策定の上、各種活動を推進するものとする。

- (2) 活動計画には、繁華街等の地域特性に応じて、次のような事項を規定するものとする。

- ア 自主防犯パトロールの実施及び必要な資器材の整備に関すること。
- イ 安全安心な繁華街等の形成に資する研修会その他のイベントの企画及び開催に関すること。
- ウ 犯罪の防止に配慮した環境整備に関すること。
- エ ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーの遵守に係る啓発活動に関すること。
- オ 放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に関すること。
- カ 街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為の防止に係る啓発活動に関すること。
- キ 外国人の不法就労防止に係る啓発活動に関すること。
- ク 人に不安感や嫌悪感を抱かせるような客引き行為や客待ち行為等の自粛に係る啓発活動に関すること。
- ケ みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に関すること。
- コ 事件、事故発生時における対応マニュアルの作成及び訓練並びに必要な装置、器具に関すること。

第3 事業者、地域住民、ボランティア及び来訪者に求められる取組

1 事業者

- (1) 次のような対策の実施に努めるものとする。
- (2) 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識を習得するとともに、従業員に対して防犯教育を実施する。
- (3) 推進協議会が企画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加協力する。
- (4) 推進協議会が計画する犯罪の防止に配慮した環境整備に協力する。
- (5) 外国人を雇用する場合は、雇券等により身分及び在留資格を確実に確認するなどし、不法就労を防止する。
- (6) 人に不安感や嫌悪感を抱かせるような客引き行為、客待ち行為等を自粛する。
- (7) 賃貸・売買契約、各種取引関係書類に暴力団、違法風俗営業等の排除条項を導

入する他、みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に積極的に参加、協力する。

(8) 大学、専門学校等教育機関は、地域社会の一員として人材面等において参加、協力する。

2 地域住民

次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識を習得するとともに、一人ひとりが防犯意識の向上を図る。
- (2) 推進協議会が企画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動車・自転車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。
- (3) 推進協議会が計画する犯罪の防止に配慮した環境整備に協力する。
- (4) 暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に参加、協力する。

3 ボランティア

次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識を習得する。
- (2) 独自の活動に加え、推進協議会が企画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。

4 来訪者

次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 繁華街等の特性や実情を理解し、自らの安全確保に努める。
- (2) 推進協議会が行う事業について理解するとともに、繁華街等における良好な環境の創出のため、ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーを遵守する。
- (3) 街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパンプアップ等、街の秩序を乱す行為を慎む。

第4 犯罪の防止に配慮した環境整備

次のような構造・設備等を整備するよう努めるものとする。

- (1) 照度に周囲との極端な明暗が生じないよう街路灯等が整備されていること。
- (2) 防犯カメラ、警報ベル、ブザー等の防犯設備が設置されていること。

- (3) 空き地や空き店舗、建物の間など死角となる空間については、柵の設置、出入口の施錠等により、侵入防止措置が取られていること。
- (4) 防犯に関する情報発信や注意喚起等を行うことができる放送設備や電子掲示板等が整備されていること。
- (5) 歩行者天国が行われる道路については、自動車の侵入防止策が講じられていること。

附 則(平成27年8月21日27青総安第192号一部改正)
この指針は、平成27年9月1日から施行する。

学校等における児童等の安全確保に関する指針の改正について

東京都安全安心まちづくり条例(平成十五年東京都条例第百十四号)第二十五条の規定に基づき、学校等における児童等の安全確保に関する指針を次のとおり定めた。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舩 添 要 一
東京都教育委員会
東京都公安委員会
委員長 仁 田 陸 郎

学校等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例(平成15年東京都条例第114号)第25条の規定に基づき、必要な方策を示し、もって学校等における児童等の安全の確保を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、学校等の管理者に対して児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、法令及び関係条例等を踏まえ、管理体制の整備状況等、学校等の実情に応じて運用するものとする。
- (3) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者の侵入防止等

正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者(以下「不審者」という。)の侵入を防止し、児童等への危害を未然に防ぐため、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 出入口の限定
- (2) 門扉の施錠等の措置
- (3) 不審者の侵入を禁止する旨の立札、看板等の設置
- (4) 来校者用の入口及び受付の明示
- (5) 来校者に対する名簿の記入及び来校証の使用の要請
- (6) 来校者への声掛けの励行
- (7) 不審者の侵入を防ぐための防犯設備の設置
- (8) 不審者の侵入防止及び死角の排除等を目的とした教室、職員室等の配置等の検討等

2 施設・設備の点検整備

不審者の侵入を未然に防止するとともに、不審者が侵入した場合の児童等に対する危害を防止するため、次のような施設・設備の点検整備に努めるものとする。

- (1) 校門、囲障、外灯(防犯ライト等)、校舎の窓、校舎の出入口、施設設備等
- (2) 死角の原因となる障害物
- (3) 警報装置(警報ベル、ブザー等)、通報装置、「学校110番」等の非常通報装置、校内緊急通報システム等の防犯設備

3 安全確保についての体制の整備

教職員等による体制の整備のほか、保護者、地域のボランティアその他関係機関とも連携し、次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 学校等の敷地内及び外周の巡回
- (2) 学校等の開放時における安全確保に必要な人員の配置
- (3) 地域や学校等の実情に応じた警報用ブザーの教職員及び児童等への貸与

4 児童等に対する安全教育の充実

児童等が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、犯罪の被害に遭わないための知識を習得し、かつ、様々な危険を予測できる能力を育成するため、学級活動、学校行事等の機会を活用して計画的に学習できるように努める。これに加え次のような取組の実施にも努めるものとする。

- (1) 不審者の侵入時における対処方法について習熟するための避難訓練の実施
- (2) 地域社会の安全について、児童等が主体となって学ぶ教育の実施

5 緊急時に備えた体制整備

学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合及び不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合に備えて危機管理マニュアルを策定すること。また、地域住民及び警察署、消防署等の関係機関と連携し、次のような施策について検討し、学校等の実情に応じて必要な対策を実施すること。

- (1) 安全管理を徹底するための教職員に対する指導・研修・訓練の実施
- (2) 学校等の近隣において児童等に危害が及ぶおそれがある事案が発生した場合の保護者への連絡、登下校の方法の決定等
- (3) 学校等の内外における安全確保についての警察署及び消防署等への協力依頼
- (4) 不審者が学校等に侵入しようとし、又は侵入した場合等の緊急時における教職員の連携に基づき校内での監視・侵入阻止・排除体制の確立並びに児童等への注意喚起及び避難誘導の方法並びに警察への通報体制の確立
- (5) 警察署、消防署等との連携強化による児童等の安全確保に関する情報交換
- (6) 警察署及び消防署の協力の下での、教職員、保護者、地域ボランティア等による防犯訓練、応急手当の訓練等の実施
- (7) 学校等、警察署、国、都、区市町村及びその他関係機関間における情報連絡網の整備

附 則 (平成27年8月28日27青総安第187号一部改正)
この指針は、平成27年9月1日から施行する。

通学路等における児童等の安全確保に関する
指針の策定について

東京都安全心まちづくり条例(平成十五年東京都条例
第百十四号)第二十七条第二項の規定に基づき、通学路等
における児童等の安全確保に関する指針を次のとおり定め
た。

平成二十七年九月四日

東京都知事 舩 添 要 一
東京都教育委員会
東京都公安委員会
委員長 仁 田 陸 郎

通学路等における児童等の安全確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）第27条第2項の規定に基づき、通学、通園等の用に供されている道路及び児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が日常的に利用している公園、広場等（以下「通学路等」という。）において、犯罪、交通事故等の被害を受けないよう、児童等の安全を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、通学路等の地域を管轄する警察署長、学校等の管理者、通学路等の管理者、児童等の保護者及び地域住民（以下「通学路等に係る関係者」という。）に対して、通学路等における児童等の安全を確保するための具体的方策等を示すものである。
- (2) この指針は、児童・生徒の通学路整備促進要綱（昭和38年2月28日東京都知事通達）、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（平成25年12月6日文科科学省、国土交通省、警察庁）等を踏まえて策定するものである。
- (3) 通学路等の構造、設備等については、ここに示すもののほか、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場に関する防犯上の指針（平成15年9月22日15知企治第58号）を準用するものとする。
- (4) この指針は、道路交通法（昭和35年法律第105号）、道路法（昭和27年法律第180号）、河川法（昭和39年法律第167号）及び都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令等の範囲内において、管理体制の整備状況、学校等の実情等に応じて運用するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

第2 具体的方策等

1 通学路等における環境整備

通学路等に係る関係者は、相互に連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するため、次の1から5までの環境整備に努めるものとする。
なお、環境整備に当たっては、通学路等における犯罪及び交通事故の発生状況を勘案し、必要性の高い通学路等から実施を図るよう努めるものとする。
(1) 安全な通学路の設定

1

ア 通学路の設定

- (ア) 学校等の管理者は、通学路等のうち、通学、通園等の用に供される道路等であって、学校等の管理者が指定するもの（以下「通学路」という。）を設定しようとする場合は、通学路等に係る関係者と連携し、地域の実情に即して行うものとする。
- (イ) 設定に当たっては、通学順路、道路の交通状況、児童等の分布状況等を勘案して児童等の居住地域に集団を設け、その集団ごとに行うものとする。
- (ロ) 通学路について、道路改造その他著しく通行条件等に変化が生じ、児童等の安全な通行に支障があると認められる場合は、通学路等における関係者等と連携し、適宜変更して安全な通学路を設定する。

イ 通学路の設定基準

- 通学路の設定は、おおむね次の(イ)から(オ)までの基準により行うものとする。
 - (イ) できる限り歩車道の区別のある道路とし、その区別がない場合は次の条件に適合する道路であること。
 - ア 車両の交通量が比較的小さいこと。
 - イ 児童等の安全な通行を確保できる幅員を有する道路であること。
 - ウ 児童等の通行の妨げとなる物件がないこと。
 - エ 遮断機のない踏切及び見通しの悪い箇所が少ないこと。
 - (ロ) 横断箇所には、横断歩道、信号機等の交通安全施設が整備されていること。
 - (ハ) 地下道などの暗く人目につきにくい場所及び犯罪の発生状況等から特に安全上注意を払うべき場所がないこと。
 - (オ) その他児童等の通学路として道路環境が不適切ではないこと。
- ウ 通学路に対する措置
- 通学路等に係る関係者は、通学路については、おおむね次の(イ)から(ウ)までの措置を講ずるものとする。
- (イ) 通学路である旨を明確に表示すること。
 - (ロ) 道路の構造、沿道の状況等を勘案し、可能な限り防護柵、植栽、縁石等により歩道と車道を分離すること。
 - (ハ) 歩車道の区別のない道路については、その状況に応じて次の措置を講ずること。
 - ア 学校周辺の必要な箇所については、駐車禁止等の交通規制を行う。
 - イ 登下校の特定時間帯には、交通実態に即して車両通行止め（歩行者用道路）その他の必要な交通規制を行う。
 - ウ 路肩の整備及び路肩放置物件の整理を行う。

2

d 車両運転者に対して安全運転の励行を呼び掛け、通行交通が多い通学路においては通過抑制を働き掛ける。

(e) 道路等における周囲からの見通しを確保する上で、死角となる場所がある場合は、その状況に応じて、死角を解消するための対策を講ずること。

(f) 防犯灯及び道路照明灯を設置するに当たっては、これらを適切に配置することにより、夜間及び地下道において人の行動が視認できる程度以上の照度(注)を確保すること。

(注) 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(床面又は地面における平均照度がおおむね3ルクス以上)をいう。

(g) 通学路及びその周辺においては、防犯カメラ、緊急通報装置、防犯ベル等を設置し、それらの設置に関し適切に表示すること。

また、学校等の管理者等が防犯カメラを設置する場合には、警察署長又は防犯設備の専門家から助言指導を受けること。

(h) 通学路の周辺に、「子供110番の家」等の緊急時に児童等が避難できる場所を設けること。

(i) 踏切、横断箇所等交通の要衝においては、登下校時に児童等に対する誘導、指示を行うこと。

(j) 現場状況等により、交通安全施設の整備、交通整理等ができない箇所がある場合は、通学区域について考慮すること。

エ 意見聴取

学校等の管理者が通学路の設定又は変更を行うに当たっては、次の(1)から(4)までの事項に留意し、当該学校等の所在地を管轄する警察署長の意見を聴くものとする。

(1) 意見聴取は、学校等の新設又は統廃合、通学区域の変更、道路環境の変化、犯罪及び交通事故の発生状況等により、通学路を設定又は変更する場合には行う。ただし、必要に応じて既存の通学路に関する意見聴取を行うことを妨げない。

(2) 学校等の管理者は、原則として、事前に通学路に指定しようとする道路等を明示するほか、警察署長が回答する上で参考になる事項を示し、警察署長に意見を聴くこと。

(3) 警察署長は、次のaからcまでの事項について意見を述べること。

a 当該道路等において、児童等に対する犯罪被害の防止及び交通事故の防止の観点から、留意すべき箇所の有無

b 当該留意すべき箇所について、児童等に対する犯罪被害の防止及び交通事故の防止の観点から、実施又は配慮することが適当な改善方策

o その他児童等に対する犯罪被害の防止及び交通事故の防止の観点から、参考となる事項

(e) 学校等の管理者は、当該道路等の管理者等に改善策等の申入れを行うものとする。ただし、必要に応じて、学校等の管理者、区市町村教育委員会及び警察署が共同で、又は通学路等に係る関係者等で構成する協議会等の枠組みを通して、改善策等の申入れを行うことができる。

(2) 通学路等における安全点検

ア 通学路等における児童等の安全確保に向けた取組を継続的に推進するため、通学路等に係る関係者を中心とする推進体制を構築すること。なお、既存の体制等がある場合は、これを活用する。

イ 実施時期については、安全点検の実施状況、周辺環境の変化等を踏まえ、毎年実施、複数年ごとの実施など、地域の実情に応じて適切に設定すること。

ウ 実施に当たっては、通学路の変更箇所、周辺環境の変化のあった範囲を対象とする。このほか、地域の実情に応じて、自転車通学と輻輳する箇所を重点的に点検するなど、効果的・効率的な方法を検討すること。

エ 安全点検の実施及び対策の検討、対策の実施、効果の把握並びにその結果を踏まえた対策の改善・充実を一連のサイクルとして繰り返し実施することが継続的な安全性向上のために必要であることから、これを取組の基本的な考え方とすること。

なお、対策の検討、実施及び効果の把握については、通学路等に係る関係者等の間で連携・協議の上行うこと。

オ 安全点検の結果対策が必要な箇所については、対策箇所図及び対策一覧表を作成し、通学路等に係る関係者等の間で共有すること。

(3) 通学路等における犯罪発生情報等の共有

通学路等における犯罪発生情報その他の児童等の安全の確保に関する情報については、それぞれの地域の実情に応じて、タイムリーな情報提供を積極的に実施し、情報の共有化を図ること。

ア 学校等、警察署、区、都、区市町村及びその他の関係機関との間における情報連絡網を整備すること。

イ 安全確保に関する情報については、当該通学路等の地域で共有できるよう、パンフレット等の各家庭への配布及び地域での掲示並びにケーブල්テレビ、コミュニティラジオ、インターネット、電子メール、ウェブサイト等による情報提供など、適切な手段により速やかに周知を行うこと。

(4) 相互連携による安全対策

ア 関係団体（P・T・A、自治会、青少年教育団体等）と連携し、通学路等における児童等の登下校時の見守り活動、パトロール、緊急時の保護活動、不審者を発見した場合の警察及び学校等への通報及び危険箇所の特徴・改善その他の児童等の安全確保を行うための諸活動を推進すること。

イ 学校支援ボランティア活動と連携した取組を進めること。

(5) 環境の美化

放置自転車、違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に配慮すること。

2 安全教育の充実

通学路等の地域を管轄する警察署長、学校等の管理者、児童等の保護者及び地域住民は、相互に連携し、児童等の自ら犯罪、交通事故、災害等の危険を予測し回避する能力及び他者や社会の安全に貢献できる資質・能力を育てる安全教育を充実させるよう、次の(1)から(8)までのような取組の実施に努めるものとする。

- (1) 地域安全マップの作成等を通じた児童等の危険を予測し回避する能力の向上
- (2) 地域における危険箇所等の周知
- (3) 「子供110番の家」の場所及び利用方法の周知並びに駆け込み訓練の実施
- (4) 通学路等において誘拐、連れ去り等に遭わないための対処方法等の指導
- (5) 事件、事故等に遭った際の保護者、警察、学校等への連絡
- (6) 防犯ブザー等の使用訓練の実施
- (7) 登下校時のあいさつ運動及び交通安全に関する教育の実施
- (8) 家庭における安全確保のための教育の実施要請等

附 則（平成27年8月28日青総安第186号）
この指針は、平成27年9月1日から施行する。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

